

墨田区学童クラブ条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表		別表	
名 称	実施場所	名 称	実施場所
墨田児童会館学童ク ラブ～ 横川コミュニティ会 館学童クラブ	[略]	墨田児童会館学童ク ラブ～ 横川コミュニティ会 館学童クラブ	[略]
<u>亀沢学童クラブ</u>	<u>東京都墨田区亀沢一 丁目27番5号</u>	[新設]	

付 則

この条例は、平成30年6月1日から施行する。